

公 示 公 告

平成29年10月23日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 裁判所職員総合研修所の施設見学に伴うバスの借上及び運行業務
- 2 調達内容等
仕様書のとおり
- 3 仕様書の交付場所
 - (1) 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係
電話 03-3264-8669
 - (2) 〒351-0196 埼玉県和光市南二丁目3番5号
裁判所職員総合研修所経理課用度係
電話 048-452-5033
- 4 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

仕 様 書

1 件 名

バスの借上げ及び運行業務

2 出発日時及び行程

別紙行程表のとおり

3 出 発 地

埼玉県和光市南二丁目3番5号 裁判所職員総合研修所

4 車両及び運行の条件等

- (1) 各行程ごとに、バス各1台
- (2) バスは、29～52名が乗車可能であり、かつ、冷暖房車とすること。
- (3) 運転手以外の添乗員等の乗務は必要としない。
- (4) 乗務員の食事等に要する費用は受注者の負担とすること。
- (5) 有料道路にかかる諸費用は、発注者が用意したETCカードを利用する。

5 その他

- (1) 受注者は、道路運送法等の関連法規等を遵守し、安全管理に万全を期すること。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって過失により損害を発生させたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (3) 受注者は、本業務を行うに当たり業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、受託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に書面による最高裁判所の承諾を受けることとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

(別紙)

行程表

平成29年12月5日(火)	総研A号車	総研＝高島平IC(首都高5号)＝中央自動車道＝石川PA(昼食)＝八王子IC＝(道の駅八王子滝山(昼食))＝ 11:10 12:00～12:40 石川PA混雑時の昼食場所
	神奈川医療少年院	打越IC(八王子バイパス)＝相原IC＝神奈川医療少年院(見学)＝相原IC(八王子バイパス)＝打越IC＝八王子IC(中央道)＝ 13:30～16:00 石川PA(休憩)＝高島平IC(首都高5号)＝総研 16:45～16:55 17:40
	約 131 km	研修生42人, 教職員3～4人 神奈川医療少年院の住所 神奈川県相模原市中央区小山4-4-5
平成29年12月14日(木)	総研A号車	総研＝練馬・大泉IC(関越道)＝上里SA(休憩)＝前橋IC＝しんとうふるさと公園(昼食)＝ 9:55 11:05～11:20 12:15～13:10
	榛名女子学園	榛名女子学園(見学)＝前橋IC(関越道)＝上里SA(休憩)＝練馬IC＝総研 13:30～15:00 15:40～16:00 17:10
	約 221 km	研修生38人, 教職員2人 榛名女子学園の住所 群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1
	総研B号車	総研＝高島平IC(首都高5号)＝板橋JCT・大井JCT＝並木・横浜横須賀道路＝釜利谷JCT＝横須賀PA(昼食)＝浦賀IC＝ 10:20 11:50～12:45
	久里浜少年院	久里浜少年院(見学)＝浦賀IC(横浜横須賀道路)＝横須賀PA(休憩)＝大井JCT・板橋JCT＝高島平IC(首都高5号)＝総研 13:30～15:00 15:40～16:00 17:30
約 210 km	研修生38人, 教職員2人 久里浜少年院の住所 神奈川県横須賀市長瀬3-12-1	
総研D号車	総研＝和光IC(外環道)＝三郷JCT(常磐道)＝守谷SA(休憩)＝昼食(友部SA)＝茨城町西IC(北関東道)＝ 10:10 11:10～11:25 12:05～13:00	
水府学院	水府学院(見学)＝茨城町西IC(北関東道)＝友部JCT(常磐道)＝守谷SA(休憩)＝三郷JCT(外環道)＝和光IC＝総研 13:30～15:00 16:00～16:20 17:20	
約 215 km	研修生27人, 教職員2人 水府学院の住所 茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1	
総研E号車	総研＝練馬・大泉IC(関越道)＝上里SA(休憩)＝前橋IC＝昼食(前橋公園(又は敷島公園))＝ 10:05 11:15～11:30 12:15～13:10	
前橋刑務所	前橋刑務所(見学)＝前橋IC(関越道)＝上里SA(休憩)＝練馬IC＝総研 13:30～15:30 16:00～16:20 17:30	
約 202 km	研修生33人, 教職員2人 前橋刑務所の住所 群馬県前橋市南町1-23-7	

平成30年2月6日(火)	総研A号車 国立ハンセン 病資料館 約 28 km	総研 = 国立ハンセン病資料館 (見学) = 総研 13:00 14:00~16:20 17:20
		研修生 50人, 教職員 2人 国立ハンセン病資料館の住所 東京都東村山市青葉町4-1-13
平成30年2月6日(火)	総研B号車 国立ハンセン 病資料館 約 28 km	総研 = 国立ハンセン病資料館 (見学) = 総研 13:00 14:00~16:20 17:20
		研修生 49人, 教職員 2人 国立ハンセン病資料館の住所 東京都東村山市青葉町4-1-13
平成30年2月7日(水)	総研A号車 国立ハンセン 病資料館 約 28 km	総研 = 国立ハンセン病資料館 (見学) = 総研 13:00 14:00~16:20 17:20
		研修生 43人, 教職員 2人 国立ハンセン病資料館の住所 東京都東村山市青葉町4-1-13
	総研B号車 国立ハンセン 病資料館 約 28 km	総研 = 国立ハンセン病資料館 (見学) = 総研 13:00 14:00~16:20 17:20
		研修生 42人, 教職員 2人 国立ハンセン病資料館の住所 東京都東村山市青葉町4-1-13
	総研C号車 国立ハンセン 病資料館 約 28 km	総研 = 国立ハンセン病資料館 (見学) = 総研 13:00 14:00~16:20 17:20
		研修生 42人, 教職員 2人 国立ハンセン病資料館の住所 東京都東村山市青葉町4-1-13
	総研D号車 国立ハンセン 病資料館 約 28 km	総研 = 国立ハンセン病資料館 (見学) = 総研 13:00 14:00~16:20 17:20
		研修生 42人, 教職員 2人 国立ハンセン病資料館の住所 東京都東村山市青葉町4-1-13
平成30年2月13日(火)	総研A号車 川越少年刑務所 約 54 km	総研=練馬・大泉IC(関越道)=川越IC=川越少年刑務所(見学)=川越IC(関越道)=練馬IC=総研 13:15 14:00~16:15 17:00
		研修生 42人, 教職員 3~4人 川越少年刑務所の住所 埼玉県川越市南大塚6-40-1

※ 総研(裁判所職員総合研修所)の住所 埼玉県和光市南2-3-5

見積り合せ要領

件名：裁判所職員総合研修所の施設見学に伴うバスの借上及び運行業務

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（以下、「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成29年10月23日に公示公告した裁判所職員総合研修所の施設見学に伴うバスの借上及び運行業務（以下「業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書の本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 裁判所職員総合研修所の施設見学に伴うバスの借上及び運行業務

(2) 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成29年11月6日（月）正午（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書提出に関する条件

(1) 参加者は、国土交通大臣の許可を得て、道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、現在、事業の全部又は一部の停止を命じられている期間ではないこと。

(2) 平成17年国土交通省告示第503号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」に基づき損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約を締結している者であること。

(3) 発地又は着地のいずれかが営業区域に含まれている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (6) 見積書提出者は、見積書の提出をもって別記の暴力団排除に関する誓約事項（以下「誓約事項」という。）に同意したものとす。また、契約後に誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合には、契約の一部又は全部を解除することができることとする。
 - (7) 見積書提出者は、裁判所が必要と認めたときは、裁判所の求めに応じ、誓約事項の別添様式により役員等名簿を提出しなければならず、裁判所に同名簿を提出したときは、誓約事項の記1及び2に該当するか否かを照会する目的で、同名簿記載の個人情報警察に提供することについて同意したものとす。
 - (8) 見積書提出者が暴力団又は暴力団員等であることが判明した場合には公募に参加させないこととする。
- 5 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とす。
- 6 契約の相手方について
- (1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とす。
 - (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とす。
 - (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって裁判所の指定した職員がくじを引きます。
- 7 照会
- 本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面によることとす。
- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係
電 話 03-3264-8669（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
 - (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）
 - (3) 照会締切
平成29年10月30日（月）午後4時
- 8 その他
- 見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とす。